

よこはま型若者自立塾事業実施要綱

制 定 平成 20 年 5 月 13 日こ青育第 67 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 令和 4 年 9 月 2 日こ青育第 564 号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、よこはま型若者自立塾事業（以下「本事業」という。）の実施について必要なことを定める。

- 2 本事業は、長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立を目的として、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援を実施する。

（事業手法）

第 2 条 本事業の実施にあたっては、事業運営を適切に実施することができる運営法人（以下「運営法人」という。）を選定し、当該法人が実施する事業に対して補助を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づく運営法人の選定については、よこはま型若者自立塾の運営者の選定に関する要綱（平成 20 年 5 月 13 日こ青育第 67 号）の規定によるものとする。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、原則として市内に居住する 15 歳から 39 歳以下の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 不登校・ひきこもり・無業状態にある者
- (2) その他、自立に向けた支援を必要とする者

（利用登録等）

第 4 条 運営法人は、前条に該当する者が本事業の利用について問合せ等をしてきた場合、相談等を受けることとする。

- 2 前項において相談等を受けた後、前条該当者が利用の申込みを行う際は、運営法人は利用の登録を受け付けることとする。

（事業内容）

第 5 条 本事業の内容は、本事業を利用する者を対象として行う次の各号に掲げるものとする。

(1) 体験活動プログラムの実施

自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直しなどを目的として、農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動を実施することとする。

なお、体験活動プログラムの実施は、通所型、宿泊型又はその両方で行うことを可とする。

(2) 利用者との面談の実施

利用者が事業に登録した後、面談を実施することとする。

なお、面談において把握すべき利用者の状態に関する内容等については、事前に市長と相談したうえで決めることとする。

(3) 支援計画の策定

前号で行った面談の内容を踏まえ、支援計画の策定を行うこととする。

なお、支援計画を策定するにあたっては、以下の方法により行うものとする。

ア 横浜市若者自立支援機関（青少年相談センター、地域ユースプラザ、地域若者サポートステーション）に登録がある者については、横浜市若者自立支援機関の担当支援者（以下「担当支援者」という）の意見をもとに支援計画を策定するものとする。

イ 横浜市若者自立支援機関に登録がない者については、よこはま型若者自立塾スーパーバイザー（よこはま型若者自立塾スーパーバイザー設置要綱第2条第1号に定めるよこはま型若者自立塾スーパーバイザーをいう。以下「スーパーバイザー」という。）の意見を取り入れながら策定するものとする。なお、横浜市若者自立支援機関に登録がない者の支援計画の策定は、第10条に定める支援検討会議の中で行うことも可とする。

(4) その他青少年の自立支援事業として、市長が必要と認める事業

- 2 前項の規定に関わらず、災害発生等のやむを得ない事情により、事業の実施が困難であると市長が認めるときは、一部又は全ての事業を休止することができる。

(実施場所)

第6条 本事業は、市長が本事業を実施することについて適当と認める施設（以下「実施場所」という。）において実施するものとする。

- 2 実施場所は、既存の施設を借り上げる等により、横浜市内に確保するものとする。
- 3 市外で短期間の支援を実施する場合は、市長と協議の上で、前項の横浜市内の実施場所に加えて、市外にも実施場所を設けることができるものとする。
- 4 実施場所には、次の各号に掲げる機能を確保させるものとする。
 - (1) 農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動の実施が可能な機能
 - (2) 相談及び面談の実施が可能な機能及び相談者等のプライバシーの保護に配慮した機能
 - (3) 青少年の自立及び社会参加に向けての情報を必要とする者が、その情報を容易に得ることができ、利用者同士が相互に情報交換できる機能
 - (4) 会議が実施できる機能
 - (5) その他青少年の自立及び社会参加に向けたプログラムの実施が可能な機能
 - (6) 青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能

(事業の実施日数及び実施時間)

第7条 事業の実施日数は、原則、週5日以上とする。

- 2 事業の実施時間は、1日あたり5時間以上とする。

(利用者の参加期間等)

第8条 利用者の事業への参加期間等は、次の各号を基準とし、各利用者及び運営法人等により協議の上で定める。なお、利用者の参加期間等に関する管理は運営法人が行うこととする。

- (1) 利用者の事業への参加期間は、原則、最長6か月間とする。
- (2) 最長6か月間の期間内であれば、具体的な支援計画を立てることで、一時的な事業利用の休止及び再開を行うことができることとする。
- (3) 参加期間満了後の事業への再登録については、参加期間が満了した日の6か月後から行うことができることとする。

(効果検証の実施)

第9条 運営法人は事業の効果検証を実施することとする。効果検証の実施にあたっては、本人へのアンケートにより行うこととする。

(支援検討会議の実施)

第10条 事業利用終了後の支援方針等を決定することを目的として、運営法人は支援検討会議を実施することとする。

2 会議の開催方法は、以下の方法により行うこととする。

- (1) 横浜市若者自立支援機関に登録がある者の会議については、担当支援者及びスーパーバイザー同席のもと開催することとし、事業利用終了後の支援方針等に関して、スーパーバイザーの意見を聞いたうえで、運営法人及び担当支援者が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 横浜市若者自立支援機関に登録がない者の会議については、スーパーバイザー同席のもと開催することとし、事業利用終了後の支援方針等に関して、スーパーバイザーの意見を取り入れながら決定するものとする。

(連絡調整会議の実施)

第11条 運営法人は、本事業の実施に関し、市長と連絡調整を行うこと及び事業の実施状況についての報告を行うことなどを目的として、連絡調整会議を開催することとする。

- 2 会議に出席する者は、運営法人、こども青少年局青少年育成課とし、必要に応じてスーパーバイザーも出席することとする。
- 3 会議の開催は、2か月に1回程度とする。

(各利用者に係る報告書の提出)

第12条 運営法人は、事業の利用を終了した利用者について、その利用者の状態変化等に関して記載した報告書を、担当支援者及び市長あてに提出することとする。なお、報告書の記載内容等については、事前に市長と相談したうえで決めることとする。

(他の若者自立支援機関との連絡調整等)

第13条 事業の相互利用の促進等を目的として、必要に応じて他の若者自立支援機関との連絡調整を行うこととする。

(事業の広報・周知)

第14条 事業利用者の確保を目的として、他の若者自立支援機関等に対し、事業の広報及び周知を行うこととする。

(利用料等)

第15条 よこはま型若者自立塾の利用料は、事前に、運営法人と市長とで協議の上、定めることとする。

- 2 運営法人は、前項の規定に基づき、利用者に利用料を求める場合は、当該利用者に対し、利用料の積算根拠を明示し、その同意を得るものとする。

(人員配置)

第 16 条 人員配置は次のとおりとする。

1 配置人数

(1) 第 5 条に定める事業及び業務を遂行するにあたり、責任者及び必要な支援員を配置することとする。

なお、事業の実施にあたっては、原則として、常時、責任者を 1 人、支援員を 1 人以上配置することとする。

(2) 事務職員を 1 人配置することとする。ただし、前号の支援員と事務職員を兼務することはできないものとする。

2 責任者

責任者は、常勤職員をもってあて、業務従事者を指揮監督する。なお、責任者は、事務職員を兼務することができるものとする。

常勤職員とは、週 5 日以上、1 日 7 時間 30 分以上の勤務をする者とする。

3 同一法人内における兼務等

運営法人は、必要に応じて、他の事業や団体事務局等からの兼務及び応援等による職員を配置することができるものとする。

(研修の実施)

第 17 条 運営法人は、業務従事者に必要な研修を計画的に行い、その知識・技術の向上を図るものとする。

(協定書)

第 18 条 運営法人及び市長は、事業実施にあたっての基本的な事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を締結する。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 運営期間に関する事項

(2) 事業及び業務内容に関する事項

(3) 本市が支払うべき経費に関する事項

(4) 事業実施にあたり保有する個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告に関する事項

(6) 選定の取消及び運営の停止に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

(調査又は報告)

第 19 条 市長は、本要綱に基づく適正な事業実施を維持するため、運営法人等に対して、関係書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補則)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行し、改正後の第 3 条第 2 項については、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。